令和　　年度個人の町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

地方税法第３２１条の５の２及び長洲町税条例第４６条の３の規定により特別徴収税額の納期の特例について下記のとおり申請します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　長洲町長令和　　年　月　日提出 | 申　請　者 | 住所または所在地 |  |
| 氏名または名称および代表者 |  |
| 特別徴収義務者指定番号 |  | 電話番号 |  |
| 法人番号又は個人番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 　特例の適用を受けようとする税額 | 令和　　年　　月以降の支給に係る給与所得および退職所得に対する特別徴収税額 |
| 　最近６ヶ月における給与を受ける者の数 |  | R 年 月 | 1ヶ月前 | 2ヶ月前 | 3ヶ月前 | 4ヶ月前 | 5ヶ月前 |
| 人　数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 　上記のうち、臨時に雇用しているものの数 | 人　数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 　現在徴収金の滞納がある場合または最近において著しい納付遅延がある場合において、それがやむ得ない理由によるものであるときはその理由 |  |
| 　申請の日前１年以内における納期の特例承認の取消の有無および取消年月日 | 有（　　　　年　　月　　日取消）　・　無 |

（裏面もご覧ください）

１　特別徴収税額の納期の特例制度について

　（１）　この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時１０人未満であるものに限ります。

　（２）　特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、毎年度、町長に申請し承認を受けなければなりません。

　（３）　この特例の承認を受けた場合には、下記に記載した期間中の支払いにかかる給与所得および退職所得について特別徴収した町県民税を、それぞれ次に掲げる期間までに納付することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　間 | 納　期　限 |
| ６月から１１月までの徴収分 | １２月１０日 |
| １２月から翌年５月までの徴収分 | 翌年６月１０日 |

　（４）　納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払いを受ける者が常時１０人以上となった場合には、その旨を遅滞なく町長に届け出なければなりません。

　（５）　滞納や著しい納付遅延があるときは、この承認が受けられないことがあります。また、承認を受けても滞納・納付遅延がありますと、この特例の承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

２　申請書の書き方

　（１）　指定番号は必ず記入してください。

　（２）　総人数の欄は給与の支払いを受ける者の人数を記入してください。（町外者を含む。）

３　提出先

|  |
| --- |
| 　　〒８６９－０１９８　　熊本県玉名郡長洲町大字長洲２７６６番地　　長洲町役場税務課　　電話　０９６８－７８－３１２３ |

　　　　　　　　　　※提出後、審査のうえ可否を通知します。